

## 公共工事代金債権信託（コントラスト）制度について

武蔵村山市では、中小企業者の新たな資金調達の道を開き、下請保護を図ることを目的とし、公共工事代金債権信託（コントラスト）制度を導入しました。

### 制度概要

武蔵村山市から公共工事を受注している建設業者（元請企業のみ）が、市の承諾を得て当該未完成工事に係る工事請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる仕組みです。

### 対象工事

武蔵村山市発注の工事で、契約金額が1,000万円以上のもの  
(契約変更があった場合は変更後の契約金額を基準とします。)

### 対象事業者

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者
- ②中小企業者以外のものであって、当該工事の履行に関し、下請人である中小企業者に対する支払計画があるもの

### 利用条件

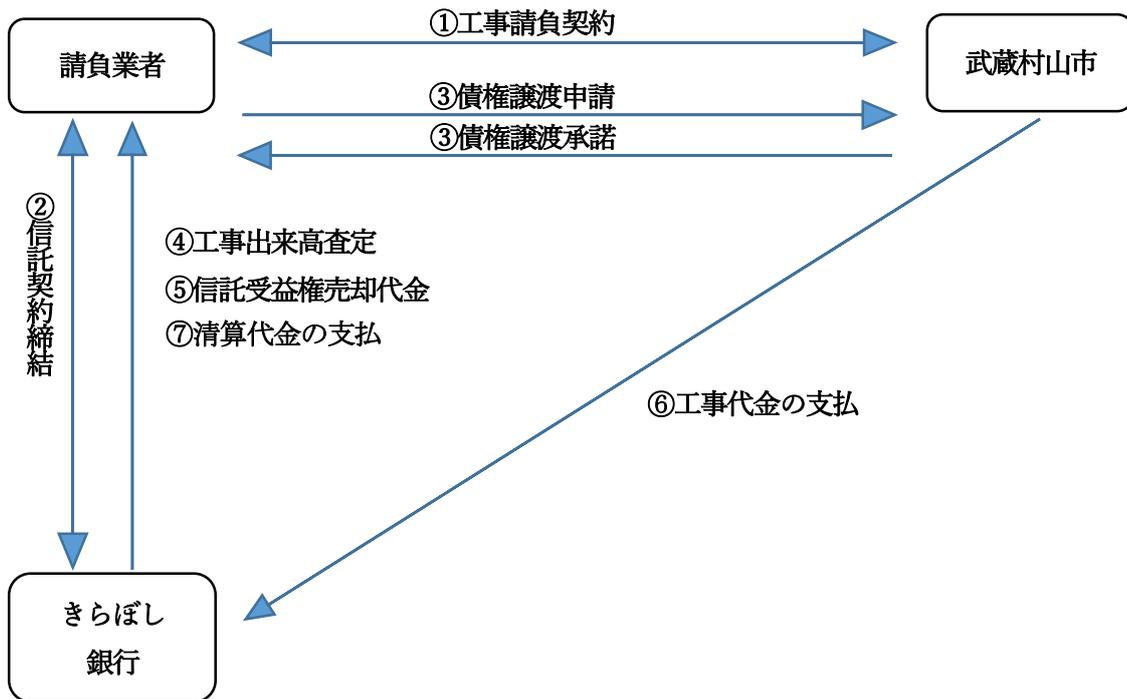
- ①工事の進捗状況が前金払相当割合・中間前金払相当割合・部分払相当割合をおおむね超えていること
- ②債権譲渡承諾依頼書の提出時点で、工期までに2週間以上の期間があること
- ③債権譲渡の承諾申請日前2年以内に、工事成績により武蔵村山市から指名停止の措置を受けていないこと
- ④破産法による破産手続開始の申立てをしていないこと
- ⑤会社更生法による更生手続開始の申立てをしていないこと
- ⑥民事再生法による再生手続開始の申立てをしていないこと
- ⑦会社整理又は特別清算開始の申立てをしていないこと
- ⑧手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- ⑨債務の弁済が不可能な状態でないこと
- ⑩契約保証金を保険又は保証により担保されている工事で、債権譲渡に関し、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、その承諾を得ていること

## 譲渡の不承諾

上記条件を満たしている場合でも、債権譲渡を不承諾とする場合があります。

- ①武蔵村山市標準工事請負契約約款第5条第1項ただし書きを適用しない契約である場合
- ②あらかじめ債権譲渡を禁止している場合
- ③請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡に不適當な特別の事由がある場合

## 公共工事代金債権信託制度の流れ



- ① 工事請負契約  
請負業者から市に対する工事代金が発生
- ② 信託契約締結  
請負業者からきらぼし銀行に工事代金債権を信託
- ③ 債権譲渡申請・承諾  
請負業者から市へ債権譲渡を申請  
市から請負業者へ承諾
- ④ 工事出来高査定  
きらぼし銀行が委託する査定業者が工事出来高を査定
- ⑤ 信託受益権売却代金  
工事出来高に応じてきらぼし銀行が信託受益権を買い取り、請負業者に代金を支払う
- ⑥ 工事代金の支払  
竣工後、市からきらぼし銀行へ工事代金を支払
- ⑦ 清算代金の支払  
工事代金から、調達金・経費等を差し引き残額を請負業者の口座へ入金

**提出書類**（直接持参してください。郵送不可）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ①債権譲渡承諾依頼書（様式1）       | 3部 |
| ②公共工事代金債権信託契約書の写し     | 1部 |
| ③下請負人に対する支払計画書（様式2）   | 1部 |
| ④契約保証金の保険会社又は保証会社の承諾書 | 1部 |
- ※③④については該当する場合のみ

**費用負担**

きらぼし銀行との間で、信託受益権売却コスト・信託報酬・工事出来高査定料等の費用が発生します。詳しくはきらぼし銀行までお問い合わせください。

**問い合わせ先**

武蔵村山市 総務契約課契約係	042-565-1111	（内線325）
きらぼし銀行 信託事業部	03-6447-5870	